

令和8年度

玉東町水防計画

玉東町水防協議会

令和8年6月

目 次

第1章 総則	
第1 水防計画の目的	3
第2 水防の責任及び居住者等の義務	3
第3 重要水防箇所及び急傾斜崩壊危険箇所	3
第4 要配慮者利用施設の指定	3
第5 町内における水防機構	4
第2章 水防資材の備蓄配置	
第1 水防倉庫及び備蓄資材機具配置状況	5
第3章 気象予報・観測・通信・連絡等	
第1 予警報の種類	5
第2 雨量、水位等の観測及び通報	6
第3 一般住民に対する周知及び待機	6
第4章 水防活動及び水防訓練	
第1 水防活動並びにその報告、連絡及び協力	6
第2 水防訓練	10
附表及び付図	
別表第1 水防対策本部の組織構成及び事務分掌	
別表第2 気象警報発令時の勤務割当表・災害調査担当地区割当表	
別表第3 水防団待機場所及び活動計画	
別表第4 河川の重要水防区間及び土砂災害警戒区域他	

第1章 総則

第1 水防計画の目的

この計画は、水防法(昭和24年6月法律第193)に基づき、洪水等による水害を警戒防御し、これによる被害を軽減する目的をもって町内各河川等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送等水防団並びに消防機関の活動、水防管理団体間における協力及び応援並びに水防に必要な機具資材、設備の整備と運用について実施の大綱を示すことである。

第2 水防の責任及び居住者等の義務

水防法第3条、第17条により次のとおり水防上の責任を果たさなければならない。

1 町の責任

町は、その区域内における水防を十分果たさなければならない。

2 水防(消防)団の責任

水防団は、水防管理者(町長)所轄の下に行動しなければならない。

3 居住者等の水防義務

水防管理者又は水防団長は水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

なお、水防管理者の出動命令については、水防に従事する者の安全に十分配慮したうえで、行うものとする。

第3 重要水防箇所

町内水防区域のうち重要水防箇所は別表第4のとおりである。

第4 要配慮者利用施設の指定について

福祉施設、学校、医療施設等の災害時に配慮が必要な者が利用し、浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内に所在する施設については、下記のとおり指定する。また、下記の施設については、「水防法」及び「土砂災害防止法」(平成29年6月19日改正)に基づき避難計画の作成及び避難訓練の実施を義務付ける。

対象施設

施設名	施設の種類	避難計画策定状況
玉東中学校	学校施設	R2.8
木葉小学校	学校施設	R2.8
山北小学校	学校施設	R2.8
特別介護老人ホーム 葉山苑	福祉施設	R2.8
このは リハビリ倶楽部	福祉施設	R2.8
介護ホーム はぶの	福祉施設	R2.8
多機能型施設 るびなす	福祉施設	R2.8

第5 町内における水防機構

1 通常の間接措置

水防法第23条の規定により知事から指示があったとき、又は水防管理者が必要と認めるときから洪水等の危険が解消するまでの間、玉東町役場内に水防本部を設け、次により業務を処理する。

(1)組織及び事務分担

水防本部の組織及び事務分担は別表第1に定めるところによる。

(2)職員の配置体制

水防対策を強力かつ迅速に推進するために、次により町職員を配置する。

	配置時期	配置内容
第一配置	1 暴風、大雨、洪水、強風等の警報が発令され、災害の発生が予想されるとき。 2 その他、特に町長が必要と認めたとき。	特に関係ある課の職員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行ない得る体制をとる。 第二配置に移行しうる体制とする。
第二配置	1 暴風、大雨、洪水、強風等の警報が発令中で、災害が起こる恐れがあるとき。 2 その他、特に町長が必要と認めたとき。	別表第2に定める各班員並びに関係者は水防本部に集合し、情報の収集及び対策を検討し、状況により第三配置に移行しうる体制とする。
第三配置	1 全域にわたって風水害等の発生する恐れがあり、又は被害が甚大と予想され、あるいはこれらの災害が発生したとき。 2 その他、特に町長が必要と認めたとき。	水防本部に関係ある職員等は全員水防本部に集合し、水防事務に従事する。

2 日直者の連絡措置

(1) 日直中において、気象台等から大雨・洪水その他の警報が発表された場合は、直ちにその旨を総務課長又は消防主任に連絡するものとする。

(2) 総務課長は上司に連絡すると共に「職員の配置体制」に基づき指示するものとする。

第2章 水防資材の備蓄配置

第1 水防倉庫及び備蓄資材機具配置状況は下記のとおりである。

水防倉庫	土のう袋	くい木	スコップ	ハンマー	ツルハシ	掛矢	ペンチ	縄
2	2,000	50	18	3	4	3	5	3巻

※土のう袋は、各消防分団コミュニティ施設へ配布(各詰所100袋程度)

※土のう作成用の山砂については、玉東分署近くの空き地、役場裏、原倉畑公民館、東山コミュニティセンター前に常備。

のこ	シート	一輪車	番線 カッター	なた	かま	鉄線	ロープ
11	170	2	1	7	6	30	100m× 10

第3章 気象予報・観測・通信・連絡等

第1 予警報の種類

気象予警報は、熊本地方気象台が発するもので次の種類とする。

1 注意報

異常の気象によって思わぬ災害を受ける恐れがあると認めた場合は、一般にそれを予報して注意を喚起させる。(強風注意報、大雨注意報 等)

2 警報

非常に大きな災害が起こる恐れがある場合に一般にそれを警告して警戒を促すものとする。(暴風警報、大雨警報 等)

3 特別警報

重大な災害の危険が著しく高まっている場合に一般にそれを警告し、その後ただちに、町長は即避難地域の拡大を行うものとする。(大雨特別警報、暴風特別警報等)

第2 雨量、水位等の観測及び通報

- 1 水防本部は必要に応じて防災無線等により情報を水防分団に連絡・通知する。
- 2 水防分団の長は、気象予報の通知を受けたとき、又は出水の恐れがあると判断したときは、雨量水位を観測し水防本部にその状況を通報するものとする。
- 3 各分団長は、進んで水防本部と連絡をとり状況の把握に務めるとともに管内の河川の水位、その他の状況を水防本部に通報するものとする。

4 危機管理型水位計について

九州北部豪雨等の豪雨災害による中小河川の氾濫など、近年の豪雨災害の特徴を踏まえて実施された「全国の中小河川の緊急点検」により、人家や重要施設(要配慮者利用施設・役場等)の浸水の危険性が高く、的確な避難判断のための水位観測が必要として、洪水に特化した低コストの水位計を設置されている。

町内においては、白木川(久保田橋)と浦田川(猪鼻橋)の2箇所を設置しており、水位情報は、「川の水位情報(<https://k.river.go.jp>)」で公表され、「熊本県総合型防災情報システムの(川の水位情報)」でも見ることができるため、避難判断として住民へ周知する。

5 洪水浸水想定区域図作成対象の拡大

水害リスク情報空白地域の解消を図るため、水防法改正(令和3年5月)により、洪水浸水想定区域図の作成対象が中小河川にも拡大された。

町内においては、木葉川、白木川、西安寺川、浦田川、中谷川(熊本市北区植木町)が対象となり、令和4年3月29日に作成公表されたため、Web版ハザードマップを作成し、町の広報紙に掲載するとともに、町のホームページで公開した。

第3 一般住民に対する周知及び待機

- 1 気象情報のうち、水防本部において災害の危険があると認めた場合は、直ちに防災無線、メール、防災アプリ等により水防分団に伝達するとともに住民に周知するものとする。
- 2 水防分団は必要に応じて、管内の住民に対し本部の指示等を伝達するものとする。
- 3 水防分団は待機場所を別表第3のとおり定める。
- 4 分団長は必要に応じて逐次管内の状況を水防本部に通報するものとする。

第4章 水防活動及び水防訓練

第1 水防活動並びにその報告、連絡及び協力

- 1 水防活動の順序

(1)町水防本部は、気象台の気象注意報及び気象警報を県水防本部、玉名水防区本部より受ける。

(2)町水防本部は気象警報等を受けた場合は第一段階として計画した人員を招集し、その部署につかせるものとする。

(3)河川の水位が警戒水位に達したとき、又は洪水の危険性を察知したときは第2段階として計画した人員を配置につけるとともに資材器具を整備し出動準備を整える。

(4)水防本部の出動命令によって全員出動して水防活動を行なう。又必要に応じて一般住民の協力を要請する。

(5)河川の水位が警戒水位以下に減水し、再度水位の上昇の恐れが無くなったときは、前記水防態勢を解除する。

2 水防団による水防警戒の段階

(1)待機(第1段階)

河川の水位が警戒水位に達すると予知されるときは、あらかじめ計画された人員を招集し、警戒配置につかせる。

(2)準備(第2段階)

河川の水位が警戒水位に達したとき、又は必要と認めるときは計画した人員を配置につけるとともに資材器具を整備し、出動準備を整える。

(3)出動(第3段階)

河川の水位が警戒水位を超え危険と認めた場合は、全員出動して水防活動を行なう。

(4)解除(第4段階)

河川の水位が警戒水位以下に減水し、再度水位上昇の恐れが無くなったと認めるときは、水防態勢を解除するとともに一般住民に周知させる。

3 水防管理者との連絡事項

水防管理者は、次の場合国土交通省、県玉名地域振興局土木部、玉名警察署及びその他関係機関に連絡し連携を図る。又、各水防団も同様に町水防本部に連絡するものとする。

(1)水防団が出動したとき。

(2)堤防等に異常を発見したとき。

(3)水防活動を開始したとき。

(4)水防困難に陥る恐れがあるとき。

(5)堤防が欠壊したとき。

(6)冠水により国道及び県道が寸断されたとき。

- (7) 防御の効果があつたとき。
- (8) 水防活動を終了し警戒を解除したとき。

4 非常処置

- (1) 各分団長は、堤防決壊等非常事態が発生した場合は、直ちに町水防本部に連絡すると同時に緊急やむを得ないと判断したときは、本部の指示を待たずに他分団の応援を求め水防活動を行うことができるものとする。
- (2) 各分団長は、危険が著しく切迫し、立ちのきの必要を認めるときは、関係住民に対して立ちのきの指示をしなければならない。

5 避難体制の整備

(1) 避難の指示

水害又はその他の危険が予測され避難の必要を認めるときは、対象地区の居住者に対して立ちのきを指示する。

(2) 避難指示の伝達

町の防災行政無線、メール、防災アプリ、電話、口頭により勧告及び指示の周知を図る。

(3) 避難の誘導

誘導は、各地区の自主防災組織及び水防団が担当し、安全かつ迅速に別に定める避難場所に誘導又は搬送するものとする。

(4) 避難場所の指定

指示を受け避難する場合の避難場所は次のとおりとする。

避難対象地区名	避難予定場所		
山北地区	山北小体育館		玉東中体育館
木葉地区	木葉小体育館	福祉センター	稲佐公民館
要介護認定者 (介護度1～3)	ふれあいの丘 保健センター		
要介護認定者 (介護度4. 5)	福祉避難所		

※福祉避難所

下記の避難所中、浸水想定区域および土砂災害警戒区域にある施設については、別の区域に避難させる必要があるため、受入れできる施設がないことから、今後、関係機関と協議する。

介護ホーム はぶの	玉東町木葉713-3
グループホーム はる	玉東町西安寺302-1
特別介護老人ホーム 葉山苑	玉東町木葉 348
このは リハビリ倶楽部	玉東町木葉 175-7
多機能型施設 るぴなす	玉東町二俣 72

※町は、その地域の住民に事前に避難場所等について周知徹底を図り、緊急時には積極的に自主避難するよう指導する。

6 水防団と消防機関との調整

消防団は、水防の必要を生じたときは、これを水防団として編成するものとする。

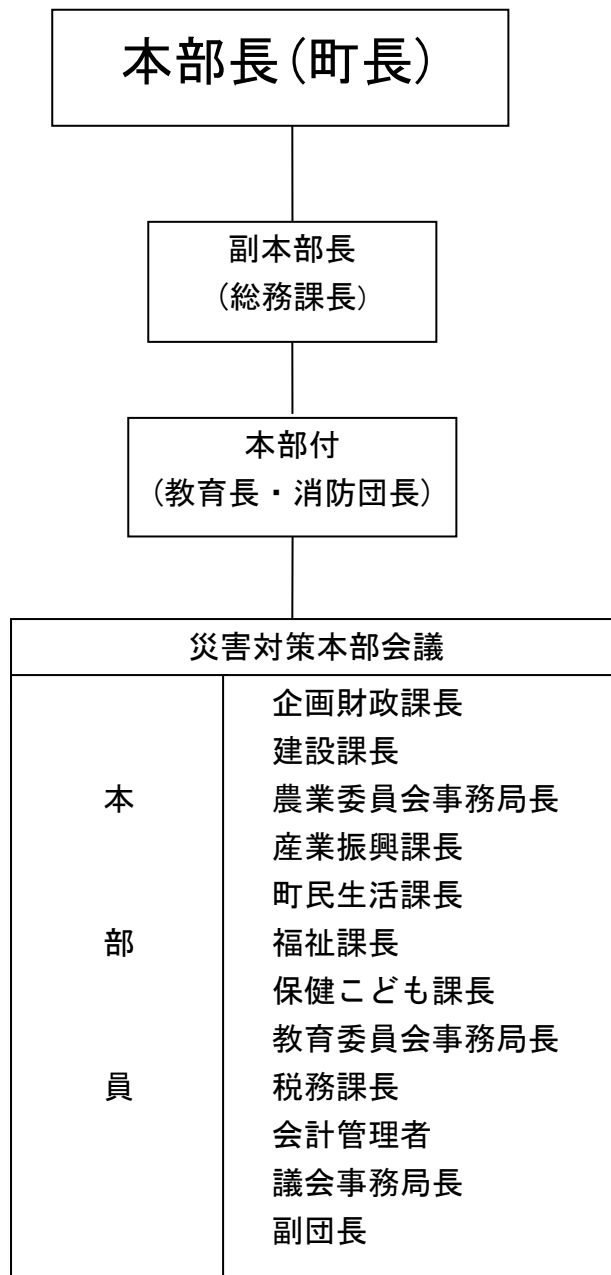
第2 水防訓練

- 1 町は、必要に応じて各関係機関の協力を得て水防訓練を行なうこととする。
- 2 水防訓練は、観測、連絡、輸送、水防工法並びに住民の避難訓練等のうち、総合的、又は個別重点的に行なうこととする。
- 3 各分団の水防受け持ち区域を次のとおり定める。

河川名	位置	延長 (m)	警戒 水位	担当分団	人員	責任者
浦田川	上流より木葉川合流地点まで	2,000		第1分団 (上木葉班)	6	各分団長 副分団長
木葉川	上流より白木川合流地点まで	1,194	2.6	第1分団 (土生野・高月班) 第4分団 (二俣西班) (二俣東班)	17 14 9	各分団長 副分団長
木葉川	白木川合流地点より稲佐まで	2,540		第2分団 (揚・町班) (山口班) (稲佐班)	15 13 14	各分団長 副分団長
白木川	上流より彼岸田橋まで	2,340		第3分団 (上白木班) 第5分団 第6分団	21 21 14	各分団長 副分団長
白木川	彼岸田橋より木葉川合流地点まで	1,360		第3分団 (白木班)	12	各分団長 副分団長
西安寺川	上流より白木川合流地点まで	3,500		第3分団 (西安寺班)	9	各分団長 副分団長

※団長は、必要に応じ分団の水防区域を変更し、他の分団の水防作業を応援させることができるものとする。

水防対策本部の組織構成



※事務分掌については、防災計画に準じて行うこととする。

別表4【資料】

県知事管理区間
河川の重要水防区間

